

42 第三回・第四回東京法学院訴訟実習会

〔『法学新報』第三六号 明治二十七年三月二十八日〕

東京法学院訴訟実習会 去月廿六日午后一時より第三回実習会を開かれたり其概況左の如し

第一は委託金費消事件にして被告某県雇員は帝国青十字社支部の幹事を嘱託せられ会計事務を担任し収集したる年釀金は之を自宅に於て保管し來りたるに相被告同県参事官たる支部副長へ年釀金中千七百円を貸与し副長は費消の末返金する能はずして証書を交付したり而して幹事は年釀金たることを明言して之を渡したりと申立て副長は全く其情を知らずして借り受けたるものなりと申立てたり検事北岡安定氏は双方の地位幹事の資産及当初一の証書をも授受せず又副長の負債暮向き等の諸点より被告両名は共謀して委託金を費消したるものなりと論告し被告幹事の弁護人朝見小三郎氏同加藤信義氏は被告幹事は上役たる副

長の命に従て年醸金を渡したるものに過ぎずして犯罪を構成すべきものにあらずと弁護し被告副長の弁護人ト部喜太郎氏は本件保管の性質たる緩慢にして保管者の自由に流用するを許されたものなり且副長は情を知らずして信用上相被告より借金せしものなり若し否らすとするも副長は保管者にあらざれば犯罪を構成せずと論したり判事横田千之助氏は犯罪の意志なきものなりとし判事萩原孝三郎氏は本件保管の性質上よりして共に被告両名は無罪なりとの意見を述べ裁判長花井卓藏氏は被告幹事の所為は委託金費消罪を構成するも被告副長は保管者にあらざれば本罪の主体たることを得ざるを以て無罪なりとの意見なりしか多数の意見に従て被告両名に無罪の言渡を為したり

第二は荷為替不渡金請求事件にて原告銀行は被告四名の保証契約に基き其代理人の保証したる荷為替の不渡残金に付当初荷主に請求したる後保証人たる被告四名に向て本訴を提起したり原被一定の申立を為し原告弁護士加藤信義氏同朝見小三郎氏事実の申立てを為したるに被告の弁護士花井卓藏氏は銀行頭取とのみありて原告の氏名なき無効の訴状の送達により権利拘束を生せず又一定の申立と請求の原因と相反するものなれば棄却の中間判決ありたしと申請し原告弁護士は其理由なきを論し判事は共に同一意見にて被告の申請は却下すべき旨言渡したり原告弁護士は本案審理の続行を申立て証拠を説明し被告弁護士松浦角太郎氏は被告等の代理人が本件荷為替証書に保証せるも其約款か原被間の約定に反せる越権のものなれば被告に弁償の責任なしと論し花井被告弁護士は原告弁護士に向て質問の末被告共に

連帶せしむるにあらず連合義務を負はしむるものなりとの原告の答弁を得て其一定の申立を変更せしものなれば請求を棄却すべきものなりと申立てたり判事ト部喜太郎氏は被告と荷為替証書の保証人との間に代理の関係存せずとの理由を以て判事大橋樹太郎氏及裁判長北岡安定氏は原告か一定の申立を変更したるは不法なりとの理由を以て原告の請求相立たすとの意見にて其言渡を為したり

第四回実習会は本月十四日午後二時より開会

第一は放火未遂被告事件にして被告は其借家の障子に石油を灌き放火したるも紙のみ焼失して消火したり而して其二階には止宿人あるも其日は不在なりし事実にして被告は司法警察官の訊問に対し自白したるも予審並に公判に於ては自己の所為にあらざる旨申立て検事早川重躬氏は被告か負債ありて暮向きの困難なるに遊興に耽り加之犯罪前其日の夕刻自己の荷物を他に持出したる事実等より被告の所為なりと認定し之を刑法四百二条の未遂犯に問ふべきものなりと論告したり被告として出廷したる萩原孝三郎氏は是に至て己れ放火したるも直に驚て消止めたるものなりと申立てたり弁護人赤井定義氏は障子は家屋の一部と云ふを得ず故に無罪なりと論し弁護人岩橋章氏は被告の所為は四百七条の未遂なれは無罪なりと論し弁護人松浦角太郎氏は被告其夜不在にて他に証拠なきものなれば被告の所為にあらずと論し弁護人北岡安定氏は三四時間を過ぎて臨検したる乃ち非現行犯に付き司法警察官の作りたる調書は無効なり其他証拠一も存せず仮に被告の所為なりとするも四百七条の未遂にして無

罪なりと論したり被告は二三箇所に油を灌きながら一箇所のみに放火せし跡よりするも又自然に消火するの理なきより論するも自ら消止めたるは真実なりと陳述したり判事齋藤二郎氏は四百七条の未遂なれば無罪なりと判事朝見小三郎氏は四百三条の未遂罪なりとの意見なりしか裁判長花井卓藏氏は証拠の認むべきものなきを以て無罪なりとの意見にして多数に從て被告に無罪を言渡したり

第二は強制執行異議の訴にして被告は第三者より原告に対する債権の差押及転付命令を承継し原告に対し強制執行に着手したるに之れより先き原告は右第三者と互に確定債権の強制執行に際し合意上相殺し目的物存せず転付命令は無罪なりとて強制執行取消を請求せり原告弁護士は北岡安定齋藤二郎氏にて被告弁護士は石塚讓早川重躬両氏なり被告は右第三者と原告との相殺以前右原告の債権は他人より差押られ居れば相殺は無効なりと論し原告は其差押は被告の差押及転付命令前解放せられたれは其時より相殺の効力を有し若し否らすとするも当然法律上の相殺行はるべきものなりと主張し被告は当初相殺の合意は将来に効力を生すべき条件付のものにあらず又法律上相殺は法律の明文なきを以て原告の主張は不当なりと駁論したり判事横田千之助氏同朝倉外茂鐵氏裁判長大橋樹太郎氏は共に被告の議論は理由あるものなりとの意見にして原告に敗訴の言渡を為したり傍聴の学生は毎回大教場に溢るゝばかりなり特に中村菊池奥田諸講師を始め院友諸氏も出席傍聴せられ一層厳肅なりし尚ほ次回は来る三十日に開会する由なり